

年末年始の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目的

毎年この時期には、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発し、特に高齢歩行者が被害者となる重大事故の増加が懸念される。

また、高齢運転者による重大事故も発生していることから、県民一人一人が交通安全意識を高め、交通ルールの遵守、正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、県民総ぐるみで交通事故の防止を図ることを目的とする。

2 期間

令和4年12月10日(土)から令和5年1月7日(土)までの29日間

3 運動のスローガン

くらいとき じぶんをアピール ぴっかぴか

年間スローガン

わたります 止まるやさしさ ありがとう

4 運動の重点

- (1) 道路横断中の交通事故防止（特に、高齢歩行者の保護の推進）
- (2) 夕暮れ時や夜間の交通事故防止
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶
- (5) 自転車の交通事故防止と適正な利用の促進

5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目

別紙のとおり

8 運動の進め方

- (1) 本運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の状況や、これに伴う県民の交通行動の変化等を注視しつつ、地域の実情に応じて運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めるものとする。
- (2) 各推進機関・団体は、イベント等の開催、広報紙(誌)や広報車等の各種広報媒体の積極的な活用などにより、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし支援体制を保持するなど効果的な運動の推進に努める。

9 実施計画・実施結果の報告

団体区分	実施計画 報告様式	計画報告宛先 報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 令和4年 11月28日(月)	第2号	県生活交通課 令和5年 1月23日(月)
各市町村交通対策協議 会(各市町村)	第3号	各地方振興局 令和4年 11月21日(月)	第4号	各地方振興局 令和5年 1月16日(月)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号(自協 議会の計画) 第5号(管内 市町村報告取 りまとめ)	県生活交通課 令和4年 11月28日(月)	第2号(自協 議会の結果) 第6号(管内市 町村報告取 りまとめ)	県生活交通課 令和5年 1月23日(月)

運動の重点に関する主な推進事項

運動の重点1	道路横断中の交通事故防止 (特に、高齢歩行者の保護の推進)
内 容	(1) 横断歩道及びその付近における交通ルールの遵守と歩行者保護の徹底 (2) 高齢歩行者の保護の推進
家庭では	(1) 道路を横断する際は左右の安全をよく確認して横断し、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を渡ることを家族ぐるみで実践しましょう。 (2) 道路を横断するときは運転者に手をあげるなどして横断する意思を明確に伝えてから横断することを家族ぐるみで実践しましょう。 (3) 高齢者が外出する際には、用件はなるべく日中に済ませるよう促しましょう。また、夕暮れ時や夜間に外出する必要がある場合は、運転者から発見されやすいように明るい目立つ色の服装と、夜光反射材用品や懐中電灯を活用するよう促しましょう。 (4) 横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車がいたら、必ず一時停止しなければなりません。マナーではなくルールであることを、家族ぐるみで話し合しましょう。
学校では	幼児・児童・生徒に対して、無理な横断をしないこと、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を横断すること、また、手をあげるなどして横断する意思を明確に運転手に伝えるなど、正しい道路横断の仕方を指導しましょう。また、学校等で学習した交通安全の内容について、家族で話し合うよう勧めましょう。
地域では	(1) 高齢者交通安全指導隊、交通安全母の会、地域包括支援センター等の福祉機関と連携して高齢者の家庭訪問活動などを行きましょう。また、広報媒体(回覧板、チラシ等)を活用し、特に高齢者の道路横断による交通事故防止についての啓発に努め、地域ぐるみで交通事故防止を図りましょう。 (2) 横断歩行者等保護のルールを浸透させ、住民の交通安全意識の高揚を図りましょう。 (3) 道路を横断しようとするなど、高齢の歩行者等を見かけたら、声かけ、誘導、保護活動等を積極的に行いましょう。
職場では	(1) 朝礼や打合せ等において、横断歩道の付近では速度を落とすこと、横断歩道を横断しようとする歩行者や自転車横断帯を横断しようとする自転車がいたら、必ず一時停止しなければならないことをルールとして周知徹底しましょう。 (2) 交通安全講習会等を開催し、高齢者の行動特性・運動能力等の理解を深め、道路横断する高齢者に配慮した思いやり運転を励行しましょう。

	(3) 徒歩や自転車で通勤する職員に対し、子供の手本となるよう正しい横断をすることのほか、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等を活用するよう促し、その効果についても周知を図りましょう。
運転者は	(1) 横断歩道の付近では速度を落とし、また、横断歩道を横断しようとする歩行者や、自転車横断帯を横断しようとする自転車を見かけたら、その通行を妨げないよう必ず一時停止して、横断歩行者等保護のルールを徹底しましょう。 (2) 夕暮れ時や夜間は、歩行者等を早めに発見できるよう、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）使用により、横断歩行者被害の交通事故を防ぎましょう。

運動の重点2	夕暮れ時や夜間の交通事故防止
内 容	(1) 午後4時を目安とした早めのライト点灯 (2) 対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）の使用 (3) 夜光反射材用品等の活用
家庭では	(1) 夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように、明るい目立つ色の服装にすることや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を活用することを家族全員で実践しましょう。 特に子供や高齢者に対しては、外出の際の明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の活用について声かけをしましょう。 (2) 朝・夕の路面凍結によるスリップ事故防止のため路面の状態を確認し、慎重な運転を心がけましょう。
学校では	(1) 幼児・児童・生徒に対して、夕暮れ時や夜間に外出するときは、運転者から発見されやすいように明るい目立つ色の服装にすることや、衣服、持ち物などに夜光反射材用品等を活用することを指導しましょう。 (2) 幼児・児童・生徒に対して、信号機のない道路を横断する際は、特に周りの安全を十分確認するよう指導しましょう。
地域では	(1) 高齢者への夜光反射材用品等の普及活動に当たっては、その効果を丁寧に説明するなどして、自発的な活用を促進しましょう。 (2) 広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用し、明るい目立つ色の服装や反射材用品等の効果・活用について啓発に努めましょう。 (3) 早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）使用を地域ぐるみで励行しましょう。 (4) 交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、地域の交通事故実態、地域住民や交通事故被害者等のニーズ等を踏まえ、朝や夕暮れ時に交通事故防止啓発活動を実施しましょう。

職場では	<p>(1) 交通混雑や視認性の低下など、夕暮れ時の交通事故の危険性を認識・理解させるとともに、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等は上向きライト（ハイビーム）を使用するよう指導しましょう。</p> <p>(2) 歩いて通勤している職員に対して、明るい目立つ色の服装や夜光反射材用品等の効果について周知を図るとともに、衣服、履物、手荷物等への夜光反射材用品等の活用を促進しましょう。</p>
運転者は	<p>(1) 視認性を高めるとともに、自分の車の存在を他者に知らせるためライトは早めに点灯しましょう。</p> <p>(2) 道路横断中の歩行者等との衝突事故防止のため、早めのライト点灯と、対向車や先行車がないとき等の上向きライト（ハイビーム）使用を実践しましょう。</p> <p>(3) ライトの照射距離・照射範囲には限界があり、これに伴って、歩行者等の発見が遅れることを認識し、昼間と同じ感覚で運転することがないように注意して運転しましょう。</p> <p>(4) オートライト装備車の場合は、スイッチを手動に切替えて早めのライトの点灯に努めましょう。（降車する際は、ライトの消し忘れに注意しましょう。）</p>

運動の重点3	全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
内 容	自動車乗用中における後部座席を含めた全ての座席でのシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
家庭では	<p>(1) 後部座席を含めた全ての座席にシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを家族ぐるみで話し合しましょう。</p> <p>(2) シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について家族ぐるみで話し合しましょう。</p> <p>(3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付方法及びハーネス肩ベルトの締付け等、正しい使用方法について話し合い確認しましょう。</p>
学校では	<p>(1) 幼児・児童・生徒に対して、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。</p> <p>(2) 学校等の行事等で幼児・児童・生徒を乗車させる際は、シートベルトの正しい着用を徹底するよう指導しましょう。</p> <p>(3) 保護者に対し、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、子供を乗車させる時は、必ず正しい着用をするよう働きかけましょう。</p>
地域では	<p>(1) 広報媒体（回覧板、チラシ等）を活用し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底に努めるとともに、地域全体で着用徹底の気運を高めましょう。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> (2) 妊娠中の方は、産婦人科医の指導に基づき、シートベルトの正しい着用に努めましょう。 (3) タクシーや観光バス等を利用する際には、後部座席を含めた全ての座席でシートベルトを着用しましょう。
職場では	<ul style="list-style-type: none"> (1) 朝礼、日常点検等で、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務があることを指導しましょう。 (2) 各種会議や交通安全講習会等において、シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果について理解を促し、正しい着用を徹底しましょう。
運転者は	<ul style="list-style-type: none"> (1) 自らシートベルトを正しく着用するとともに、後部座席を含めた同乗者全員にシートベルトとチャイルドシートを正しく着用させましょう。 (2) 発車の際は、後部座席を含めた同乗者全員がシートベルトを着用したことを確認してから発進しましょう。 (3) タクシーや観光バスなどの旅客業者は、出発前にシートベルトの着用を乗客に呼びかけましょう。

運動の重点4 飲酒運転の根絶	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飲酒運転根絶に向けた規範意識の確立 (2) 飲食店等におけるハンドルキーパー運動の促進 (3) 飲酒運転を助長する行為（車両提供、酒類提供、車両同乗）の禁止 (4) 飲酒が関与する交通事故防止（飲酒会合同伴者の安全確保）
家庭では	<ul style="list-style-type: none"> (1) 飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。 (2) 飲酒が予想される会合などには車で出かけないなど、飲酒運転の根絶に努めましょう。また、運転者に対しては酒類を出さない、飲酒を勧めないことを厳守しましょう。
学校では	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教職員・保護者が一体となり飲酒運転の根絶に取り組みましょう。 (2) 飲酒運転の悪質性・危険性について、児童・生徒に学習させるとともに、保護者へ飲酒運転の根絶を呼びかけましょう。
地域では	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動を通じ、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりを推進し、飲酒運転を根絶しましょう。 (2) 飲酒を伴う各種行事や会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないよう参加者に呼びかけましょう。 (3) 各種行事や会合等の機会に、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性などについて話し合い、飲酒運転を根絶しましょう。 (4) 飲食店、酒類販売店等では、「ハンドルキーパー運動」を推進し、飲酒運転を根絶しましょう。また、運転代行を利用する際は、ルールを守って利用しましょう。

	(5) ひどく酒に酔ったことなどにより路上で寝込んでいる人を見かけた際は、声かけや110番通報を行い、飲酒が関与する交通事故の未然防止に協力しましょう。
職場では	<p>(1) 朝礼や打合せの際、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故を起こしたときの責任の重大性等について周知するなど、飲酒運転を絶対しないよう指導を徹底しましょう。</p> <p>(2) 自動車運送事業所等では、点呼時等におけるアルコール検知器の活用など、飲酒運転根絶のための対策を徹底しましょう。</p> <p>(3) 飲酒を伴う会合等では、車を持ち込まないようにしましょう。 やむを得ず持ち込む場合は、予めハンドルキーパーを決めておくなど、絶対に飲酒運転をしないようにしましょう。</p> <p>(4) ひどく酒に酔った者が路上に寝込むのを防止するため、酔った同僚などをそのまま放置せず確実に家まで送り届けるなど、飲酒が関与する交通事故を未然に防止しましょう。</p>
運転者及び自転車利用者は	<p>(1) 飲酒運転の悪質性・危険性、事故を起こしたときの責任の重大性を十分認識し、運転者としての責任を自覚しましょう。</p> <p>(2) 飲酒後、アルコールが体内で分解されるまで相当の時間が必要なことを認識し、飲酒運転を防止しましょう。</p> <p>(3) 自転車も「車両」であることを認識し、飲酒後は自転車に乗らないことを徹底しましょう。</p>

運動の重点5	自転車の交通事故の防止と適正な利用の促進
内 容	<p>(1) 自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上による、交通事故防止</p> <p>(2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知徹底</p> <p>(3) 改正道路交通法に基づく全ての自転車利用者に対するヘルメット着用努力義務化に関する広報啓発の推進</p>
家庭では	<p>(1) 自転車の正しい通行方法、全ての自転車利用者のヘルメット着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について家族で話し合い、安全に自転車を利用しましょう。</p> <p>(2) 幼児・児童が自転車に乗車する際は、反射材を備えたり、ヘルメットを含めた交通事故による被害の軽減を図るための器具を使用させましょう。</p> <p>(3) 未成年の子供が自転車を利用するときは、保護者は点検・整備のほか、自転車損害賠償責任保険等に加入しましょう。</p>
学校では	<p>(1) 児童・生徒には、自転車は「車両」であることを認識させ、正しい通行方法（車道の左側通行、歩道通行の条件等）、ヘルメットの着用、夕暮れ時の早めのライト点灯、点検整備の実施等について指導しましょう。</p> <p>(2) 保護者には、あらゆる機会を通じて頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解を促し、児童・生徒の乗車用ヘルメット着用の徹底を図りましょう。</p>

	<p>(3) 自転車通学の児童、生徒、学生及びその保護者に対する保険等への加入状況の確認及び保険に関する情報提供を行いましょよう。</p>
地域では	<p>(1) 各種広報媒体（回覧板、チラシ等）の活用により「福島県自転車安全利用五則」、「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の普及啓発を図りましょよう。</p> <p>(2) 自転車利用者が、交通事故の加害者になることがあるため、車両運転者としての責任を自覚させるとともに、被害者救済に資する各種保険制度の普及啓発を図りましょよう。</p> <p>(3) 令和4年の改正道路交通法に基づき公布日（令和4年4月27日）から1年以内に施行されることとなる全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の努力義務化を踏まえた着用の徹底に向けた広報啓発の推進</p>
職場では	<p>(1) 自転車通勤者に対して、「福島県自転車安全利用五則」等の自転車利用時の交通ルール・マナーの遵守について指導し、自転車乗用中の交通事故と自転車利用者による危険・迷惑行為を防止しましょよう。</p> <p>(2) 「福島県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」について周知するとともに、自転車通勤者へのヘルメット着用促進、保険加入の確認や情報提供の他、事業活動で利用する自転車の点検・整備や保険加入等を図りましょよう。</p>
自転車利用者は	<p>(1) 「福島県自転車安全利用五則」等の交通ルール・マナーを守りましょよう。</p> <p>(2) 使用する自転車の点検・整備、盗難防止のための防犯対策及び反射材の備付けやヘルメットを含めた交通事故被害軽減を図るための器具を使用し、安全上の措置を講じましょよう。</p> <p>(3) 自転車利用者も交通事故の加害者になることがあるため、被害者救済に資する損害賠償責任保険に加入しましょよう。</p> <p>【福島県自転車安全利用五則】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外 2 車道は左側を通行 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行 4 安全ルール・マナーを守る <ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止 ○ 夜間はライトを点灯・反射材着装 ○ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認 ○ 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

関係機関・団体の活動

- 県・市町村（交通対策協議会）
 - 1 関係者等に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
 - 2 県民、地域住民に対する広報車、広報紙、防災無線、SNS等による広報活動の実施

- 教育委員会
 - 1 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
 - 2 各種教材を活用した交通安全教育の促進
 - 3 PTA等関係機関・団体に対する協力要請

- 警察
 - 1 交通指導取締り
 - 2 交通事故情報等の提供

- 道路管理者
 - 1 交通安全施設の点検
 - 2 道路情報板等による道路情報等の提供

- 交通安全協会等県交通対策協議会構成団体
 - 1 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
 - 2 会員・所属職員に対する運動の周知徹底